

(案)

資料5
第10回横浜市空家等対策協議会
建築局住宅政策課

無料・
予約制

そのうち、ほったらかしはもったいない...

専門家があなたの空家の お悩みを解決します！

令和元年

10/28(月)10~14時 南区総合庁舎7階

- 相続で苦勞をかけたくないので、今のうちに不動産を整理しておきたい！
- 思い出の詰まった家なので手放したくないが、空家になったらどう管理・活用すれば良いの？
- 親から相続した家を売りたい、貸したい



まずは専門家の話をじっくり聞いてみたい方は...

セミナー

相続してはいけない不動産とは
(10:00~10:30)

講師 全日本不動産協会横浜支部

不動産の終活(11:30~12:00)

講師 神奈川県土地家屋調査士会

成年後見制度と家財の片付け方
(13:00~13:30)

講師 神奈川県司法書士会

※各回とも定員30名まで

具体的な相談にのってほしい！という方は...

個別相談

専門家が個別相談(30分間)を行います。

裏面からご希望の時間帯をお選びください。

〈相談できる内容〉

相続、不動産、成年後見、境界の調査、害虫駆除、建物の耐震性等

10月24日(木)までに、横浜市電子申請サービス または FAX または 電話でお申込みください。

URL ○○○○○○○○ @ ×××××

TEL 045-671-2922 FAX 045-641-2756



〈問い合わせ先〉

横浜市建築局住宅政策課

TEL 045-671-2922

FAX 045-641-2756

〈主催〉

横浜市建築局住宅政策課

〈協力〉

神奈川県司法書士会

全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部

横浜市土地家屋調査士会

横浜市建築士事務所協会

神奈川県ペストコントロール協会



空家無料相談会 申込書

☎ 045-671-2922

FAX 045-641-2756

※個別相談とセミナーの両方の申込も可能です。

※申込に対して、参加可否とご参加いただく時間をご連絡いたします。

ふりがな		電話	
氏名		FAX	
住所	※区名まで	空家所在地	※区名または市区町村名まで

セミナーをご希望の方

希望講座	<input type="checkbox"/> に✓を入れてください。複数参加も可能です。 <input type="checkbox"/> 10:00～10:30 不動産コンサル業務における相続の意味(全日本不動産協会横浜支部) <input type="checkbox"/> 11:30～12:00 不動産の終活(神奈川県土地家屋調査士会) <input type="checkbox"/> 13:00～13:30 成年後見制度と家財の片付け方(神奈川県司法書士会)
------	--

個別相談をご希望の方

希望時間	<input type="checkbox"/> に✓を入れてください。相談時間は一組30分以内です。 【第1希望】 <input type="checkbox"/> 10:00 <input type="checkbox"/> 10:30 <input type="checkbox"/> 11:00 <input type="checkbox"/> 11:30 <input type="checkbox"/> 12:00 <input type="checkbox"/> 12:30 <input type="checkbox"/> 13:00 <input type="checkbox"/> 13:30 【第2希望】 <input type="checkbox"/> 10:00 <input type="checkbox"/> 10:30 <input type="checkbox"/> 11:00 <input type="checkbox"/> 11:30 <input type="checkbox"/> 12:00 <input type="checkbox"/> 12:30 <input type="checkbox"/> 13:00 <input type="checkbox"/> 13:30 【第3希望】 <input type="checkbox"/> 10:00 <input type="checkbox"/> 10:30 <input type="checkbox"/> 11:00 <input type="checkbox"/> 11:30 <input type="checkbox"/> 12:00 <input type="checkbox"/> 12:30 <input type="checkbox"/> 13:00 <input type="checkbox"/> 13:30
相談内容	該当する項目に○をつけてください。(3)は時期を、(4)は内容を簡単にご記入ください。 (1) 相談内容 相続 売却 賃貸 住宅以外での活用(地域活動の場としての使用等) 管理 その他 (2) 空家の所有者 相談者本人 親族 その他() (3) 空家になった(または、なりそうな)時期() (4) 具体的な相談内容をお書きください

相談できる専門家団体

神奈川県司法書士会、神奈川県土地家屋調査士会、全日本不動産協会横浜支部、横浜市建築士事務所協会、神奈川県ペストコントロール協会